

✚ 貨物概要

液晶ディスプレイに、駐車を感知してからの経過時間とともに、その経過時間が、予め設定された制限時間を超過していないかどうかを測定及び表示する機器

また、投入された料金を収納する部分を有しているほか、利用状況の統計データが内蔵された記録媒体に保存される。

✚ 分類

関税率表第 9106.90 号（統計番号 9106.90-000）のその他の時間の測定、表示及び記録用の機器

✚ 分類理由

本品は、駐車してからの経過時間を測定、表示及び記録する機器であることから、関税率表第 91.06 項及び関税率表解説第 91.06 項の規定により、上記のとおり分類されます。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）